

平成29年10月3日

受益者の皆様へ

T&Dアセットマネジメント株式会社

信託終了（繰上償還）の予定に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記対象ファンドにつきまして、信託終了（繰上償還）を予定しておりますことをここにお知らせいたします。**本件にご異議がない場合、お手続きは不要です。**

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンド

追加型証券投資信託 世界物価連動国債ファンド（愛称：物価の優等生）

（以下、ファンドといたします。）

2. 理由

ファンドの主要投資対象である外国投資信託「グローバルインフレ連動国債ファンド」（以下、外国投資信託といたします。）の投資顧問会社であるバンガード・インベストメンツ・オーストラリア社は、毎年行っている検証の結果により、効率的な運用の観点から今後の運用継続が困難と判断し、外国投資信託の運用を辞退する方針を固め、外国投資信託がその信託を終了することを予定しております。これに伴い、ファンドの信託終了（繰上償還）の手続きを行うことといたしました。

3. 日程

① 受益者の確定日（電子公告開始）	： 平成29年10月3日 （弊社ホームページ（ http://www.tdasstet.co.jp/ ）にて公告）
② 異議申立期間	： 平成29年10月3日から平成29年11月6日まで
③ 信託終了（繰上償還）確定日	： 平成29年11月7日
④ 異議申立受益者の買取請求期間	： 平成29年11月9日から平成29年11月28日まで（予定）
⑤ 信託終了（繰上償還）日	： 平成29年12月5日（予定）

4. 異議申立の方法

平成29年10月3日現在の受益者で、信託終了（繰上償還）についてご異議のある方は、書面（書式自由）に②の事項をご記入のうえ、平成29年11月6日（必着）までに①の宛先へご送付ください。

信託終了（繰上償還）にご同意いただける場合、お手続は不要です。

①宛先

〒108-0014 東京都港区芝五丁目36番7号

T&Dアセットマネジメント株式会社 商品開発部 開示担当 宛

②ご記入いただく事項

(1)住所

(2)氏名または名称および捺印

(3)電話番号（日中ご連絡先）

(4)保有ファンド名および口数

(5)取扱販売会社名、お取引の本・支店名、取引口座番号

(6)本件に異議を述べる旨（例：繰上償還に異議を申立てます。）

対象ファンドについて複数の取扱販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての取扱販売会社名、お取引の本・支店名、取引口座番号をご記入ください。なお、ご記入いただいた書面にて確認できた受益権口数に限り異議申立の対象とし、下記7.の買取請求の対象も同様とします。

[留意事項]

- ・お申出いただいた事項に不備がある場合や確認ができない場合等は、異議申立の受付ができないことがあります。
- ・異議申立にあたり、受益者に関する個人情報販売会社および受託会社が共有することにご同意いただいたことといたしますのでご了承ください。なお、当該手続に伴い弊社が取得した当該個人情報は、受益権口数の管理および事務処理等を目的に利用するもので、その範囲を超えて利用することはありません。
- ・郵便事情等により当該書面が当該期間中に未着となった場合、弊社はその責を負いません。

5. 異議申立の判定

当該期間中に異議申立のあった受益者の受益権口数の合計が、当該受益権の総口数の2分の1を超えないときは、予定通り信託終了（繰上償還）を行います。

ただし、上記の結果に至らなかった場合には、信託終了（繰上償還）を行いません。この場合、本件を行わない旨およびその理由を速やかに公告し、かつ受益者の確定日現在における知られたる受益者にお知らせいたします。

当該決定につきましては、弊社ホームページ上にてご確認いただけます。（平成29年11月7日予定）

6. 信託終了（繰上償還）決定後の取得申込と一部解約の受付について

信託終了（繰上償還）が行われることとなった場合、取得申込は平成29年11月6日まで、一部解約の請求は平成29年12月1日まで申込不可日を除き受付を行います。

7. 異議申立をされた受益者の買取請求について

信託終了（繰上償還）が行われることとなった場合、異議申立をされた受益者は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額）で買取すべき旨を、取扱販売会社を通じて受託会社に対し請求することができます。

異議申立をされた場合でも、必ず買取請求をしなければならないものではありません。
引き続き保有していただくことも、通常の換金手続をしていただくこともできます。

- ① 買取請求期間：平成29年11月9日から平成29年11月28日まで
- ② 弊社より、異議申立をされた受益者に買取請求手続に関する書類（以下「買取書面」といいます。）を送付いたします。
- ③ 受益権の買取請求をされる場合は、弊社が送付する②の買取書面に必要事項をご記入のうえ、取扱販売会社のお取引の本・支店等にご提出ください。
- ④ 買取書面は、販売会社から委託会社を経由して受託会社へ送付されます。
- ⑤ 受託会社で買取書面が受理された後、信託財産による買取が実行されます。
- ⑥ 受託会社から、買取書面にご記入いただいた指定口座等に買取代金が直接振込まれます。
なお、買取代金は、当該受益権が有すべき公正な価額から、振込手数料および買取請求計算書等の送付費用が差し引かれた金額となります。

[留意事項]

- ・上記の買取請求は、異議申立をされた受益者のみを対象とするものであり、通常の換金手続である販売会社に対する買取請求とは異なります。
- ・上記の手続においては、買取代金のお支払いまでに通常の換金手続よりも日数を要する可能性があります。
- ・異議申立の有無にかかわらず、取扱販売会社において、通常の換金手続を行うことができます。

ご不明な点がございましたら、取扱販売会社または下記へお問い合わせください。

T&Dアセットマネジメント株式会社 投信営業部
電話番号 03-6722-4810（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

以上